

調査		改算		設 計 令和8年8月 日	設 計 者 氏 名	
令和8年度 使用済GIGAスクール端末等の売払 金 円也 一． 事業名 小学校教育振興事業、中学校教育振興事業 一． 納入場所 下田市内 一． 概要 使用済GIGAスクール端末 1,230台 の売り払い 一． 業務大要 使用済GIGAスクール端末 1,230台 の売り払い						

内 訳 書

[illegible]

令和 8 年度使用済 GIGA スクール端末等の売払 仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

2. 受託条件

- ・ 受託者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、入札時・契約時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が 3. 業務内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づく パソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、契約時には前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

3. 業務内容

- ・ 下田市（以下、「甲」という。）は GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売払を行う。
- ・ 乙は、甲の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。

- ・ 乙は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、9. 処分方法に定める方法で確実に実行し、データ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

4. 履行期間

契約の日の翌日から令和9年2月26日まで

5. 引渡し時期

契約の日の翌日から令和8年12月25日まで

6. 引渡し対象品

- ・ GIGA スクール端末本体 iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB
(一部 250 台程度 第8世代)
- ・ 端末付属品 (充電器・充電ケーブル・キーボード・タッチペン)
※売払価格の算定対象はGIGA スクール端末本体のみとする。付属品については、現状有姿で端末本体と併せて引き渡すものとし、付属品の有無、数量、汚損、破損その他の状態については、売払価格の変更又は減額の対象としない。

7. 予定数量・引渡し場所等

売却予定数量・引渡し場所は、「別紙1」の記載内容による。

故障端末も総台数の5%以内までは買取台数に含むものとする。

なお故障端末とは、「画面が割れている」「画面が湾曲している」「画面がブラックアウトして起動しない」等の症状を想定している。

台数が仕様書と異なる場合は、甲乙協議の上で最終確定するものとする

8. 引渡しの方法

甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

9. 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・ 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・ 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確

実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。

- ・ データ消去完了後は、個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。
- ・ GIGAスクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。
- ・ 甲は、対象端末の引渡しまでに端末管理機能（MDM、ASM）等の解除作業を実施するものとする。ただし、乙が対象端末の引渡しを受けた後、端末管理機能が正常に解除されていないことが判明した場合は、乙は甲に報告するとともに、甲又は甲が指定する保守業者と連携し、当該端末の解除作業に協力すること。

10．業務完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

11．支払い方法及び所有権の移転

乙は、甲の履行確認完了後に、甲が発行する納入通知書により、契約金額を支払うこと。端末等の所有権は、乙から甲への買受代金の支払いが完了した時点で甲から乙に移転する。

12．協議事項

甲との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲と協議しその指示に従うこと。

13．留意事項

（1）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

（2）その他

- ・ 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事

者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

- ・ 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙 1)

回収場所及び回収端末数量一覧

No.	回収場所	住所	数量
1	下田市役所旧東本郷庁舎 (下田中学校分)	下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号	452 台
2	稲梓小学校	下田市椎原 224 番地	64 台
3	稲生沢小学校	下田市立野 6 番地の 1	175 台
4	白浜小学校	白浜 1324 番地の 1	64 台
5	浜崎小学校	下田市須崎 1785 番地の 1	101 台
6	下田小学校	下田市五丁目 3 番 1 号	229 台
7	大賀茂小学校	下田市大賀茂 1429 番地	53 台
8	朝日小学校	下田市吉佐美 544 番地	92 台
			計 1,230 台